富山空港特定運営事業等

優先交渉権者選定基準

令和7年2月10日

富山県

目次

第 1.　優先交渉権者選定基準の位置づけ 1
第 2.　優先交渉権者選定の方法 1
1.　選定方法の概要 1
2.　優先交渉権者選定の体制 1
第 3.　審査の手順 3
1.　資格審査 3
2.　提案審査 3
第 4.　資格審査 4
1.　資格審査 4
第 5.　提案審査 5
1.　提案審査 5
2.　優先交渉権者等の選定 5
3.　提案審査における審査基準 5
4.　得点案の計算方法 6
第 6.　提案項目に関する説明及び提案審査書類様式記載上の留意点 13

第1.優先交渉権者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準（以下、「本基準」という。）は、富山県（以下、「県」という。）が、富山空港特定運営事業等（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

本事業では、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインにしたがい、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により選定手続を実施する。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

第2.優先交渉権者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン及び富山県会計規則を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する提案内容、審査のポイント、配点等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン記載の事業者選定フローに沿って行うことを基本とし、参加資格要件の充足や提案審査に向けた実施体制を提出し、提案審査参加者を特定する「資格審査」と、提案審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「提案審査」の二段階に分けて実施する。[1]

提案書類では、企業名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。応募者以外の協力企業等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、審査委員会に対しては、提案書類に係る応募者の名称は通知しない。

2. 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うために、令和7年2月5日付けで審査委員会を設置した。

---

[1] なお、株式会社以外の形態での SPC の設立や間接的な SPC への出資形態を希望する場合には、その内容について具体的な記載を求めるものとする。記載内容の詳細は、様式集及び記載要領を参照すること。

審査委員会の委員の具体的な名称及び詳細な選定体制は募集要項に記載のとおりである。
県は、審査委員会における評価を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3.審査の手順

審査の手順を以下に示す。これは、第 4.及び第 5.に記載する審査開始から優先交渉権者選定までの手順を図示したものであり、図中右側囲みの「県」又は「審査委員会」は手続の実施者を示すものである。

1. 資格審査

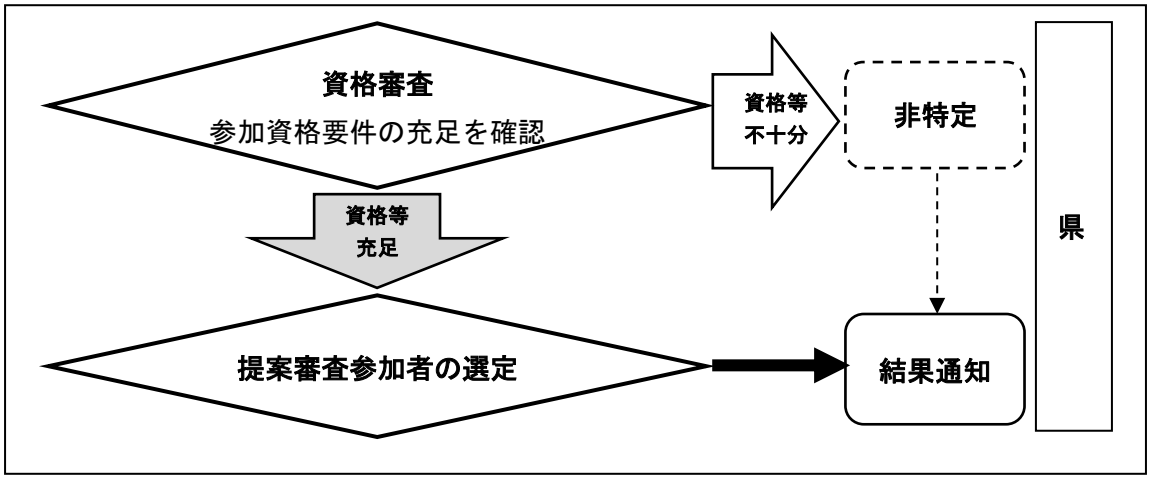

2. 提案審査

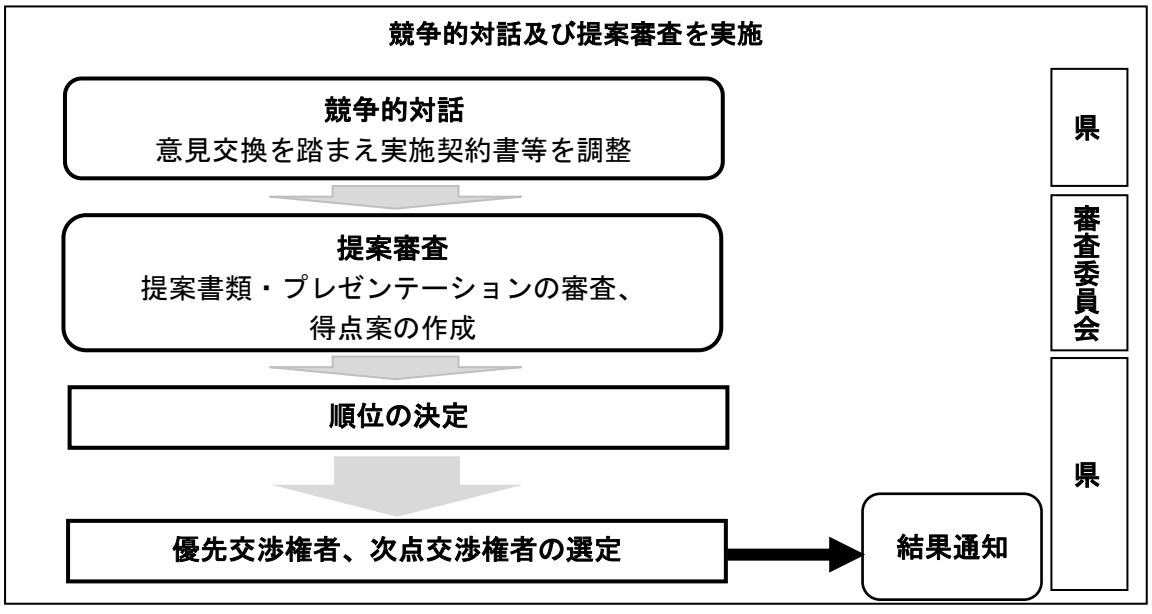

第4.資格審査

資格審査参加者の参加資格要件の充足等を審査するものである。資格審査の手順は以下のとおりである。

1. 資格審査

県は、資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行うとともに以下の項目について内容を確認する。これは、形式的な審査であることから、審査委員会の開催を経ることなく、県において実施し、その結果は、審査委員会に通知するものとする。

確認項目	確認内容
1. 提案審査に向けた実施体制 2. 応募企業又はコンソーシアムの強み	・ 提案審査に向けて具体的に事業内容を検討していく上での、応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の実施体制 ・ 各構成員のどのような強みを活かしてコンソーシアムが組成されているか（応募企業が単独の場合も含む）

※資格審査書類の提出後、コンソーシアム構成員の変更は原則として認めないが、競争的対話等期間中の県が指定する期日までに県が認めた場合には変更を認めることがある。

第5.提案審査

提案審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。提案審査の手順は以下のとおりである。

1. 提案審査

県との競争的対話を経た上で提案審査参加者が提案する本事業に関する具体的な取組方針、目標及び計画並びに個別の施策が適切なものとなっているか、また、それらが提案審査参加者の目指す将来像の実現に効果的かどうかについてを審査する。

また、提案項目のうち県が指定するもの[2]については、優先交渉権者の選定後、原則として提案項目がそのまま県との各契約における運営権者の要求水準となることを想定しており、提案に基づいて要求水準書を作成する。ただし、要求水準書の作成にあたっては、提案項目の記載が不明確であったり、要求水準にそぐわない内容であったりするような場合等において、県が優先交渉権者と協議した上で、内容を調整することがある。審査委員会では、審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び**「表1　提案審査における審査基準等」**に基づく採点を行って、得点案を作成し、県に報告する。なお、審査委員会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案を行うものとする。

2. 優先交渉権者等の選定

県は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、提案審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の提案審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の提案審査参加者を次点交渉権者とする。

3. 提案審査における審査基準

提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式等は、**「表 1　提案審査における審査基準等」**に記載のとおりである。

提案審査における提案項目のうち、**「表2　全体計画を構成する提案項目」**に記載する事項[3]については、提案審査参加者が優先交渉権者として選定された場合に、優先交渉権者の設立するSPCが県に提出する全体計画の一部を構成するとともに、ホームページ上での公表が義務付けられる。なお、**「表2　全体計画を構成する提案項目」**のうち、目標及び目標

2　提案項目 B1、B2、B3、D1

3　対応する様式において、該当箇所を明記する。具体的な記載方法については、様式集及び記載要領を参照のこと。

値については、提案が未達成となった場合においても義務違反には問わないこととする。ただし、これらの様式については、関連する様式において、全体計画を構成する提案項目に関する対応様式に記載された将来構想や目標設定の実現に向けた具体的施策についての提案を受けることとしており、具体的施策との関係での整合性が審査の対象となることに注意すること。

4. 得点案の計算方法

提案項目の配点は、**「表１　提案審査における審査基準等」**に記載のとおりである。

審査委員会は、審査委員が採点した各提案項目の得点のうち最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出することとする。これは、本事業においては、多様なニーズが存する背景事情に鑑み、審査委員全員一致により得点案を作成するよりも、各委員が有する専門的な知見に則り、多様な意見を反映させた結果として運営権者を選定することが望まれるものとの考えによるものである。平均点の算出にあたっては、専門性の異なる審査委員の構成により、一部の審査委員の極端な採点が結果に影響しないようにするため、また、各審査委員による採点の合計点のみを比較し、最高点と最低点を排除した場合、審査委員のうち２名は、審査に全く関与することができない結果となり妥当ではないため、個別項目ごとの最高点と最低点を排除した上で平均点を求める方法を採用する。

この方法によって算出された各提案項目の点数を合計することにより得点案を作成するものとする。各審査委員の採点は、県が集計し、機械的に得点案を作成し、審査委員会の承認を受けるものとする。

ただし、上記の方法により算出された得点案が同点となる応募者がいる場合、審査委員会は、得点案に加え、審査委員が採点した各提案項目の審査委員全員による平均点を合計することにより算出された参考得点案を作成して県に報告する。

なお、**「表１　提案審査における審査基準等」**における提案区分のA）からF）の得点案（参考得点案を計算する場合は参考得点案を含む。）が120点を下回る応募者は失格とする。

表１　提案審査における審査基準等

提案項目	提案内容	審査のポイント	配点	頁数制限	対応様式
A）全体事業方針					
【A1】将来イメージ及び戦略的事業方針	① 富山空港の将来イメージ ② 富山空港に係る事業期間全体を通じた戦略的な事業方針	・ 応募者が描く 10 年後の富山空港の将来イメージは県の本事業のゴールを達成するものとなっているか ・ 富山空港を運営するにあたっての全体的な戦略が示されているか ・ 本事業のゴールを見据え、県と事業者がどのように連携して本事業に取り組む方針であるかが明確に示されているか ・ 各提案項目で実施する需要動向及び事業環境の分析や各指標の目標値等と整合した事業期間全体を通じた具体的かつ説得力のある事業方針を提示できているか	20	2	16-A1
B）優先交渉権者が提案する事業・業務					
【B1】利用者数の増加に関する事業・業務	① 取組方針 ② 目標及び目標値（旅客数、路線数・便数、航空系収入、非航空系収入） ③ 空港利用者の利便性向上に関する目標及び目標値 ④ 取組施策（取組方針及び施策の検討にあたっての需要動向及び事業環境分析等を含む）	・ 取組方針が明確で、それを具現する個別取組施策が具体的かつ体系的となっているか、また、それぞれの施策同士の相乗効果を期待できる提案となっているか ・ 本空港の特性や強み、ポテンシャルを踏まえた提案となっているか ・ 空港及びターミナルビルの活性化による利用者数の増加に寄与する効果的な提案となっているか ・ 航空ネットワークの充実を図るための具体的な戦略及び施策が示されているか	30	4	16-B1

	⑤ 空港利用者の利便性向上の達成度を測る指標 ⑥ 着陸料等の料金施策	・ 料金は、利用者負担に配慮した提案となっているか ・ 根拠が明確で、具体性があり、民間の創意工夫を活かした提案となっているか			
【B2】他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務	① 取組方針 ② 目標及び目標値 ③ 取組施策（取組方針や施策の検討にあたっての需要動向及び事業環境分析等を含む） ④ 他団体・企業と連携した地域経済活性化の達成度を測る指標	・ 取組方針が明確で、それを具現する個別取組施策が具体的かつ体系的となっているか、また、それぞれの施策同士の相乗効果を期待できる提案となっているか ・ 本空港周辺や本県の地域特性を踏まえた提案となっているか ・ 県内外の各種団体・企業との効果的な連携が示されているか ・ 人や投資を呼び込む等、空港を拠点とした地域経済活性化に寄与する効果的な提案となっているか ・ 根拠が明確で、具体性があり、民間の創意工夫を活かした提案となっているか	30	2	16-B2
【B3】先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務	① 取組方針（設備投資方針を含む） ② 目標及び目標値 ③ 取組施策（先進的かつ効率的な空港施設運用の設備投資を含む。取組方針や施策の検討にあたっての需要動向及び事業環境分析等を含む。） ④ 先進的かつ効率的な空港施設運用を目的とする投資対象、投資内容、効果、予定時期及び予定額等の設備投資施策	・ 取組方針が明確で、それを具現する個別取組施策が具体的かつ体系的となっているか、また、それぞれの施策同士の相乗効果を期待できる提案となっているか ・ 安全を確保しつつ、先進的な技術の活用により、効率的な空港運用や利用者の利便性向上、空港の価値向上に資する具体的な運用施策（設備投資施策を含む）が明確に示されているか ・ 根拠が明確で、具体性があり、民間の創意工夫を活かした提案となっているか	30	2	16-B3

	⑤ 先進的な技術の活用による効率化の効果を測る方法や指標				
C）空港施設運用					
【C1】空港施設等の運用に関する事業・業務	① 富山空港運営についての全体的な運用方針（設備投資方針を含む） ② 空港施設の具体的な運用施策（設備投資施策を含む）	・ 富山空港を運営する上での空港施設等に係る全体的な運用方針（設備投資戦略を含む）が明確になっているか ・ 要求水準を充足し、空港機能の安全性をより一層向上させるような運用方針（設備投資方針を含む）となっているか ・ 本事業の収益が空港活性化のために投資される方針となっているか	20	2	16-C1
【C2】安全・保安の確保に関する事業・業務	① 航空の安全確保及び空港の保安に関する基本方針及び取組施策 ② 安全・保安に関するセルフモニタリングについての基本方針及び取組施策 ③ トラブル発生時における対応策に関する基本方針及び取組施策	・ 富山空港の安全・保安に関連する業務について、信頼性の高い実施体制の構築が期待でき、安全・保安の確保に係る基本的な方針が明確になっているか ・ 富山空港の地理的特性を踏まえた空港の安全・保安を維持・向上することが可能な施策となっているか ・ 安全・保安に関するセルフチェック機能の実効性が期待できる施策及び体制が提案されているか ・ 安全・保安に関連する業務について、職員への適切な教育・訓練の実施や適切な外部委託先の選定等を通じた信頼性の高い実施体制が示されているか ・ 事件若しくは事故の発生を未然に防ぎ、災害発生時の被害を最小限にとどめる事前の施策が示されているか ・ トラブル発生時における適切な対応が期待できる提案となっているか		2	16-C2

D）行政とのパートナーシップ					
【D1】行政とのパートナーシップに関する提案	① 業務実施体制の構築方針及び手法	・ B）優先交渉権者が提案する事業・業務及び C）空港施設運用の各提案項目において、県と運営権者が連携し、相乗効果を生み出す業務実施体制となっているか ・ 本項目で提案される方針と、各提案項目における方針及び取組施策が整合しているか ・ 具体性があり、効果的な提案となっているか	30	2	16-D1
E）事業計画					
【E1】事業実施体制に関する提案	① SPC の出資構成等 ② 業務実施体制 ③ セルフモニタリング方法（安全・保安に関するセルフモニタリング方法を除く） ④ 職員の取扱い	・ 業務実施体制が本事業の円滑な推進に資するものとなっているか ・ コンソーシアム構成員の役割分担が明確に示され、各構成員の知見や技術を提案できる体制となっているか ・ SPC の意思決定のプロセスが明確に示されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化について配慮したものとなっているか ・ 要求水準の充足及び提案事項の履行を確認するための実効性の高いセルフモニタリング方法が提案されているか ・ ビル施設等事業者の従業員及び県の職員に対する取扱いは、それぞれ従前の雇用条件に配慮した適切な提案となっているか ・ 派遣を要望する県の職員の職種、人数及び派遣期間と技能承継のための施策は整合がとれたものとなっているか	15	2	16-E1

【E2】事業計画及び事業継続に関する提案	① 事業計画 ② SPC のリスク管理及び事業継続に関する施策 ③ SPC の財務健全性維持に関する施策 ④ 事業期間終了時までの間における資金調達の方法	・ 現実的かつ合理的な計画となっているか ・ 各提案項目と整合する計画となっているか ・ SPC の経営に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象を顕在化させないためのリスク管理策について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・ 当該リスク事象の顕在化時において取られる事業継続のための施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・ 事業計画と整合する資金調達の方法となっているか	15	11	16-E2
F）県の負担額					
【F1】県の「運営に係る費用負担」に関する提案	① 県の「運営に係る費用負担」総額	・ 県の「運営に係る費用負担」総額がより軽減される提案となっているか	10	1	16-F1
		合計	200	30	―

表 2　全体計画を構成する提案項目

提案項目		対応様式
A)全体事業方針	【A1】将来イメージ及び戦略的事業方針 ・富山空港の将来イメージ ・富山空港に係る事業期間全体を通じた戦略的な事業方針	16-A1
B)優先交渉権者が提案する事業・業務	【B1】利用者数の増加に関する事業・業務 ・取組方針 ・目標及び目標値（旅客数、路線数・便数、航空系収入、非航空系収入） ・空港利用者の利便性向上に関する目標及び目標値	16-B1
	【B2】他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務 ・取組方針 ・目標及び目標値	16-B2
	【B3】先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務 ・取組方針（設備投資方針を含む） ・目標及び目標値	16-B3
C)空港施設運用	【C1】空港施設等の運用に関する事業・業務 ・富山空港の運営についての全体的な運用方針（設備投資方針を含む）	16-C1
	【C2】安全・保安の確保に関する事業・業務 ・安全・保安に関する基本施策概要 ・安全・保安に関するセルフモニタリングの基本方針概要	16-C2
D)行政とのパートナーシップ	【D1】行政とのパートナーシップに関する提案 ・業務実施体制の構築方針及び手法	16-D1

【表 2　全体計画を構成する提案項目についての説明】

提案項目のうち、表 2 に示す項目については、全体計画に記載を要する事項とする。なお、運営権者は全体計画を公表し、実施契約によって公表を義務付けられる財務情報等と合わせて、衆人環視によりその実現を図ることとなる。

全体計画に記載する事項としては、応募者が本事業のゴール設定、事業期間終了時の絵姿として提案してきた事項（**【A1】【B1】【B2】【B3】【C1】【C2】【D1】**の一部）、空港利用者・周辺住民等に開示することで空港運営事業への理解を深めることができる事項（**【B1】【B2】【C2】【D1】**の一部）を予定している。なお、これらの事項は、県が、最低限全体計画への記載を求める事項であり、運営権者が自ら他の項目について全体計画への記載を行うことを妨げない。ただし、ここに掲げる事項に限らず、全体計画を変更するときは県の承認がなければこれをすることができない。

第6.提案項目に関する説明及び提案審査書類様式記載上の留意点

提案審査

（全般的留意事項）

(1) 提案審査書類の作成にあたっては、複数のシナリオを想定することを妨げるものではないが、各提案項目において目標値や具体的な施策を提案するにあたっては、提案審査書類全体を通じて採用する一のシナリオを特定・明示した上で、当該採用したシナリオに基づいて記載すること。

(2) SPC の決算期間及び決算日は運営権者において自由に設定できるが、提案においては、決算期間につき 1 年間、決算日につき 3 月 31 日として提案すること。

(3) 運営権者が掲げる本空港の将来像を実現するにあたり、事業環境の変化に柔軟に対応するため、本事業では個別の取組施策の内容よりも事業期間中の取組方針を重視して評価する。

　取組方針は、事業環境の変化によらず、将来像の実現に向けて運営権者の取組姿勢や考え方を表すものであるため、事業期間中においてその方針遵守の確約が判断できるような表現で提案すること（提案があった取組方針は、要求水準となることに留意すること。）。なお、個別の取組施策については、取組方針との整合がとれた施策であり、将来像の実現に有効、かつ具体的な内容である場合により高く評価する。

(4) 提案のうち、目標及び目標値については、実施契約上の義務を構成するものではなく、設定した水準を実現できなかった場合でも実施契約違反には問わないこととする。

A）全体事業方針

【A1】将来イメージ及び戦略的事業方針

(1) 「富山空港の将来イメージ」は、具体的な施策ではなく、応募者が描く 10 年後の富山空港のゴールを示すものとし、各項目の施策は、当該ゴールの実現に向けた手段として位置づけられる。

(2) 「富山空港に係る事業期間全体を通じた戦略的な事業方針」においては、「B）優先交渉権者が提案する事業・業務」等の各項目において具体の提案に際して実施する需要動向分析及び事業環境分析や各指標に係る目標値等を踏まえ、応募者が事業期間全体を通じて目指す、富山空港を一体的に運営するにあたっての事業戦略を明らかにする。事業戦略は 10 年後の富山空港に至るプロセスに関する考え方や取り組み方針である。

(3) また、本項目では、各提案項目を結び付け、これらを貫くストーリーを構成するものであることが求められ、富山空港を運営するうえでの戦略的な事業方針となっているかを確認する。

(4) 本事業は、官民それぞれの強みを活かし、事業の効果を最大限高めることを重視しているため、事業者が掲げる富山空港のゴールを見据えた官民連携での全体的な取組方針を記載する。

B）優先交渉権者が提案する事業・業務

【B1】利用者数の増加に関する事業・業務

(1) 本提案項目では、富山空港における現状の収支構造、空港周辺地域及び後背地の特性及び魅力、周辺他空港及び他の交通機関との連携・競合関係等、富山空港の内外を取り巻く多様な事業環境に対する適切な検討を踏まえ、内外交流人口拡大等による富山空港の活性化を図るため、本空港の特性を踏まえた空港及びターミナルビルの活性化による空港利用者数の増加や航空ネットワークの充実に資する方針、取組施策、目標及び目標値等を記載する。当該記載について、各項目との関連性や、それらを検討する上での信頼性の高い根拠かどうか、かつ、実際に各項目を展開する上で説得力のある基礎を提供しているかを確認する。なお、本提案項目で提案する空港利用者には、航空輸送サービスの利用者（以下、「旅客」という。）、及び旅客以外の空港を訪れる利用者（「非旅客」）を含むものとする。

(2) 「目標及び目標値」では、旅客数（年間旅客数）、路線数、便数、航空系収入及び非航空系収入（年間航空系収入及び年間非航空系収入）について、「事業期間終了時」の目標及び目標値を具体的に記載する。

(3) 「空港利用者の利便性向上に関する目標及び目標値」は、空港利用者の利便性向上に関する「事業期間終了時」の目標設定について提案を受けるものである。

(4) 「取組施策」については、空港利用者数の増加に向けて富山空港の特性や富山空港のポテンシャルが活かされた提案となっているか確認する。なお、取組施策の記載には旅客の増加に資するエアライン誘致施策を含む具体的な取組内容を記載するほか、着陸料等の料金施策及び施設の利用に係る料金設定の考え方や方法（料金算定の基準となる指標を含む）、料金表、徴収方法を含むものとする（有料を想定する取組がある場合に限る。）。

(5) また、「取組施策」として、空港利用者数の増加に向けた利用促進や利便性向上のための設備投資施策を提案する場合には、その投資対象、投資内容、効果、予定時期及び予定額の設備投資施策を記載するものとする。

(6) 特にエアライン誘致施策においては、下記（6）において提案する料金面以外での航空運送事業者誘致等（新たに航空運送事業者や航空路線を誘致することのほか、既に就航している航空運送事業者が増便すること、就航地を増加することを含む。）のための施策をいい、誘致するエアラインの選定、便数、就航地及びその数、使用機材等に係る施策を記載する。

(7) 「空港利用者の利便性向上の達成度を測る指標」については、前述（3）の目標設定と合わせた測定方法に係る提案を受けるものである。

(8) 「着陸料等の料金施策」には、料金表、料金の設定方法（料金算定の基準となる指標を含む。）、料金の徴収方法等を含む施策を記載する。なお、着陸料等とは、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号に規定する着陸料等（空港法第 13 条第 1 項）の他、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港条例第 22 条に規定する旅客取扱施設利用料、その他運営権者又はビル施設等事業者等が航空運送事業者又はその利用者から航空サービス利用に関して徴収する料金（PBB 使用料金、BHS 使用料金、カウンター等貸付料等）をいう。

【B2】他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務

(1) 本提案項目では、需要動向分析及び事業環境分析を踏まえて、富山空港及び地域の課題を的確に捉えたうえで、県内外の各種団体・企業と連携し、人や投資を地域に呼び込むことにより、地域経済活性化に寄与するための具体的な方針、取組施策、目標及び目標値、他団体・企業と連携した地域経済活性化の達成度を測る指標が明確に示されているかを確認する。

(2) 「取組施策」には、施設の利用に係る料金設定の考え方や方法（料金算定の基準となる指標を含む）及び料金表、徴収方法を含むものとする（有料を想定する取組がある場合に限る。）。

(3) また、「取組施策」として、他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する設備投資施策を提案する場合には、その投資対象、投資内容、効果、予定時期及び予定額の設備投資施策を記載するものとする。

(4) 関係地方公共団体、エアライン、及び空港用地外事業者（例えば、旅行代理店、観光団体、空港アクセス事業者）等の多様な事業者との連携についての具体的施策が明確に示されているかについても確認する。なお、親会社等による施策については評価の対象外とする。

【B3】先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務

(1) 本提案項目では、効率的な空港運用に向けた先進的な技術の活用による空港の運用方針や運用施策、目標及び目標値等を記載する。当該記載について、その技術活用が空港の持続的成長にどのように結びつくのか、事業者の目指す将来像の実現に効果的かどうかを確認する。

(2) 「取組施策」では、需要動向分析及び事業環境分析の現状認識を踏まえて、効率的な空港運用に向けた先進的な技術の具体的な運用施策が示されているかを確認する。

(3) 具体的な運用施策には、先進的な技術を活用した効率的な運用を目的とする投資対象、効果、効果の測定方法、予定時期及び予定額等の設備投資施策を明確に記載する。

(4) （3）で記載される効果の測定方法については、「先進的な技術の活用による効率化の効果を測る方法や指標」において、事業者の目標設定に合わせた測定方法や指標を提案すること。

(5) 本事業における「先進的」の基準は、令和 7 年 1 月末時点で富山空港において導入されていない技

術を指す。

C）空港施設運用

【C1】空港施設等の運用に関する事業・業務

(1) 「富山空港の運営についての全体的な運用方針（設備投資方針を含む）」には、富山空港の空港施設等を安全に維持するための戦略的な運用方針（設備投資方針を含む。）を記載する。本提案項目には、**【B3】先進的かつ効率的な空港施設運用に関する事業・業務**で提案した設備投資内容は記載しない。（なお、**【B1】利用者数の増加に関する事業・業務**及び**【B2】他団体・企業と連携した地域経済活性化に関する事業・業務**において、設備投資施策を提案する場合も同様とする。）

(2) 「空港施設の具体的な運用施策（設備投資施策を含む）」では、富山空港の需要動向分析及び事業環境分析における現状認識を踏まえた、空港の安全性や機能維持向上のための有効かつ具体的な運用施策が示されているかどうかを確認する。

(3) 具体的な運用施策には、空港の安全性・機能維持向上を目的とする投資対象、投資内容、効果、予定時期及び予定額等の設備投資施策を明確に記載する。

(4) 設備投資については、要求水準を十分に遵守し、さらには当該水準を上回る水準で更新投資を行うなど安全性をより一層向上させる提案や、運営権者の投資が収益性の向上に結び付き、新たな投資原資となるような積極的なサイクルを生み出す提案となっているかを確認する。

【C2】安全・保安の確保に関する事業・業務

(1) 「航空の安全確保及び空港の保安に関する基本方針及び取組施策」については、公共インフラとして高度の安全・保安が求められることを踏まえ、運営権者が、空港機能管理規程に関する要求水準等で求める安全・保安の基準をどのように遵守し、また、さらに高い水準を実現することができるかについての基本的な考え方及び施策について提案を受けるものである。本項目では、富山空港の特性を踏まえた上で、長期間にわたって空港の安全・保安を維持・向上することが可能な提案となっているか、指針、運用基準等の変更に迅速に対応することが可能なものとなっているか、県の要求水準を超える安全・保安対策が講じられるか、提案内容が事件又は事故の発生を未然に防ぐ蓋然性の高いものとなっているか、災害発生時の被害を最小限にとどめる効果的なものとなっているか、空港関係事業者や関係機関との連携・協調方法についての検討がされているか、安全・保安に係る業務を行う職員への教育・訓練や外注委託の方法について、十分に安全性及び実効性が確保されているかを確認する。

なお、本項目は全体計画の一部を構成するものではないため、一般に公表することが適切でない提案内容については、本項目に記載することとする。

(2) 「安全・保安に関するセルフモニタリングについての基本方針及び取組施策」は、運営権者自ら又は運営権者が外部の第三者に委託して行うセルフモニタリングの方法及び内容の提案を行うものである。本項目においては、モニタリングが必要かつ十分な範囲を対象とし、モニタリング方法が客観性を有しており十分に安全を担保できるものであるかを確認する。ここでは、空港における安全・保安の確保を特に重視する観点から、**【E1】事業実施体制に関する提案**におけるその他の事項に関するセルフモニタリング方法及び一般的なセルフモニタリング方法とは別に提案を受けることとす

る。

(3) 「トラブル発生時における対応策に関する基本方針及び取組施策」では、本事業の運営に支障が生じるおそれのある事件、事故、災害、疫病等の発生時に、県等と連携してスムーズに事件、事故、災害､疫病等の収束を図り､速やかに運営を再開するための対策について提案を受けるものである。本項目においては、発生する可能性のあるトラブルの内容及び当該トラブル発生時の有効な対応策について検討されているか、また、トラブルの内容に応じて迅速かつ適切な対応を行い、関係機関との連携等を通して、空港閉鎖が行われた場合の閉鎖時間や航空ネットワークへの影響を最小化して通常の空港機能を回復するための有効な施策が提案されているかを確認する。

D）行政とのパートナーシップ

【D1】行政とのパートナーシップに関する提案

(1) 本提案項目には、各提案項目で提案する取組施策の推進にあたり、県とどのようなパートナーシップを構築して進めていく方針であるか、また、具体的な行政との役割分担について記載する。

(2) 「業務実施体制の構築方針及び手法」では、事業者が考える行政の役割や強みを踏まえたうえで、事業の効果を最大限引き出すための官民での業務実施体制の構築方針及び手法を具体的に記載する。

E）事業計画

【E1】事業実施体制に関する提案

(1) 「SPC の出資構成等」は、応募者が運営権者となる SPC を設立する際の出資内容を記載する。具体的には、空港運営事業開始時における、SPC 出資者（応募企業、コンソーシアム構成員、無議決権株主）の議決権付株式及び無議決権株式の保有比率及び具体的な出資者ごとの出資予定額を記載する。運営権者のすべての議決権持分は、代表企業又はコンソーシアム構成員が保有することとしているため、代表企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率の合計は 100%とならなければならない。また、間接出資形態は認められるが、この場合であっても、応募企業若しくはコンソーシアム構成員又はこれらの支配する会社等がすべての議決権持分を保有する必要がある。本項目においては、事業期間にわたって、応募者及び運営権者が適切な関係を構築することができる出資構成等となっているかどうかについて確認する。

(2) 「業務実施体制」とは、SPC における各出資者の役割分担についての提案を受け付け、これに基づく事業実施体制が本事業の実施のために必要な人員、ノウハウ等を確保するに足るものといえるか、また、富山空港に係る空港施設等を運営する上で、コンソーシアム構成員の果たす役割及び位置付けが明確となっているかを確認する。

また、空港運営事業開始時における運営権者の機関設計や、運営権者及び子会社等の組織図、空港運営に資する役員構成の考え方、業務分掌、委託会社や協力会社との協業体制について提案を受け付け、運営権者及び子会社等が、空港運営事業及びビル施設等事業を実施するための内部体制を備えているか、及び、外部との連携体制が十分に取れているかについて確認する。さらに、運営権者の出資者間や運営権者の出資者と空港運営の関係事業者との間など関係者間で利益が相反する場合の施策を備えているか、意思決定プロセスが明確に示されており、ガバナンスの確保と意思決

定の迅速化に配慮しているかについても確認する。

(3) 「セルフモニタリング方法」とは、運営権者自ら又は運営権者が外部の第三者に委託して行う要求水準及び応募者が提案した事項の履行状況の確保に関するセルフモニタリングの方法及び内容の提案を行うものである。ここでは、**【C2】安全・保安の確保に関する事業・業務**における安全・保安に関するセルフモニタリング方法以外の一切のセルフモニタリング方法について提案を受けることとするが、安全・保安に関するものと共通で行うセルフモニタリングについては、本提案項目において提案することとする。本項目においては、モニタリングが必要かつ十分な範囲を対象とし、実効性のある頻度及び手法により、客観的に要求水準及び提案事項の充足が確認できるか否かについて確認する。

(4) 「職員の取扱い」は、「SPC 及びその子会社等の人事・雇用に関する施策」と「県からの派遣を希望する職員の職種、人数及び派遣期間並びに技能承継のための具体的施策」について、提案するものである。

「SPC 及びその子会社等の人事・雇用に関する施策」は、空港運営に関する事業者において空港の安全確保及び活性化のために適正な雇用関係、労働環境の維持が必要であるとの観点から、取扱い等についての提案を受けるものである。本項目においては、従前より関連業務に従事しているビル施設等事業者の従業員及び県の職員の待遇等について、本事業開始前の条件を配慮し、特に不利な内容となっていないか、また、すべての従業員及び職員にとって労働意欲の増進につながる提案となっているかを確認する。

「県からの派遣を希望する職員の職種、人数及び派遣期間並びに技能承継のための具体的施策」は、①空港の運営事業開始までの期間、②空港の運営開始以降の期間、③県からの派遣職員帰任後の期間における、体制強化・人材採用・教育方針・県からの派遣職員との協業方針・SPC における業務内製化に向けた方針が具体的に示されているかを確認する。また、②については、競争的対話における県との協議を踏まえて、県からの派遣職員の職種、人数及び派遣期間を記載するとともに、これらの派遣条件を前提とし、空港運営に支障がないよう円滑な技能承継を行うための具体的施策を記載する。なお、職員の職種、人数の多寡及び期間の長短については評価の対象外とする。

【E2】事業計画及び事業継続に関する提案

(1) 「事業計画」は、運営権者の事業計画（旅客数等、連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結貸借対照表）、事業計画における主要な事項に関する前提条件、他の提案項目との対応関係、人員に関する情報、投資額に関する情報等について記載する。

(2) 事業計画の内容が、他の提案項目と整合しているか、また、その内容が現実的かつ合理的なものとなっているかを確認する。なお、事業計画は実施契約上の義務を構成するものではなく、運営権者が事業計画を実現することができなかった場合であっても、実施契約違反とはしない。

(3) 事業計画における県の負担総額については、事業計画の様式に従って記載するよう留意すること。

(4) 「SPC のリスク管理及び事業継続に関する施策」には、SPC の財務状況に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象（航空需要低迷や不可抗力事象等を含むがこれに限られない。以下同じ。）として想定されるものを具体的に分析して記載した上で、当該リスク事象の発生によって運営権者の財務状況に過度なストレスが生じないようにするためのリスク管理策及び空港運営の継続性を

維持するための施策を具体的に記載する。

なお、リスク管理に関する施策として保険の付保を提案する場合は、免責金額、当該免責金額に相当する部分に係る施策及び免責事項の発生時の施策等、詳細を提案するものとする。また、保険に代わる事業回復措置を提案する場合も、本項目において提案することとする。

(5) 「SPC の財務健全性維持に関する施策」には、(4)で記載したリスク事象の発生によって運営権者の財務に及ぼす影響を具体的に分析した上で、その影響下においても各提案項目を実施することができるようにするための運営権者の財務健全性を維持するバックアップ施策を記載する。

(6) 「事業期間終了時までの間における資金調達の方法」には、本事業の健全性、安定性の観点から現実的かつ合理的な資金調達の方法が示されており、かつ、事業計画と整合するものであるかを確認する。

F）県の負担額

【F1】県の「運営に係る費用負担」に関する提案

(1) 本提案項目については、応募者が提案した県の負担総額と、募集要項に示す県の負担上限額との差額（以下、負担軽減額）をもって評価するものとする。県の負担総額の提案の記載にあたっては、事業計画内容と整合させること。なお、県の負担総額の提案は、その内容が現実的かつ合理的なものとなっているかを**【E2】事業計画及び事業継続に関する提案**を通じて確認する。本提案項目においては、負担軽減額の大きいものを高く評価するものとし、具体的な採点方式は、以下の計算式によることを基本とする。

配点 ×（負担軽減額の提案額／提案者中の負担軽減額の最大提案額）

※負担軽減額の提案額及び提案者中の負担軽減額の最大提案額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、計算された結果の小数点以下第二位を四捨五入するものとする。